

広島県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十二号

広島県災害対策本部条例の一部を改正する条例

広島県災害対策本部条例（昭和三十七年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。